## ○国土交通省告示第千二百八十六号

不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

第四条第一項第六号中「種類並びに」を「種類、」に、「、その方法」を「その方法並びに不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第一号。以下「不特規則」という。）第二条第一項第四号に規定する特例事業者との間で当該特例事業者に対して不動産を売買若しくは交換により譲渡する契約又は賃貸する契約を締結している者（以下「不動産譲渡人等」という。）との間で不動産投資顧問契約を締結し、不動産投資顧問業を営もうとする場合は当該業務の方法」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項各号」を「一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第七条第一項第二号から第十三号まで、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては同項第一号から第十二号までのいずれか」に改め、同項第四号ハ中「不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）」を「不特規則」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五　登録申請者が不動産譲渡人等との間で不動産投資顧問契約を締結し、不動産投資顧問業を営もうとする場合は、登録申請者又は重要な使用人（総合不動産投資顧問業者にあっては判断業務統括者）のうち、当該業務に従事する者が当該業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有することを証する書面

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、前二項の場合において、登録申請者が第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとするときは、登録申請者又は重要な使用人（総合不動産投資顧問業者にあっては判断業務統括者）が当該業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有するかどうかを審査するものとする。

第七条第一項柱書き中「第十一号まで」を「第十三号まで」に、「次の各号」を「第一号から第十二号まで」に、「該当するとき」を「該当するとき」に、「記載があり、」を「記載があり、」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第十号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第七条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十二号において「暴力団員等」という。）

第二十五条中「すべて」を「全て」に、「第二条第四項第二号」を「第二条第五項第二号」に改める。

第三十条第一項第一号中「第七条第一項各号のいずれか（一般不動産投資顧問業者においては、同条第一項第一号から第十一号までのいずれか）」を「一般投資顧問業者が第七条第一項第一号から第十三号までのいずれかに該当することとなったとき又は総合投資顧問業者が同項第一号から第十二号までのいずれか」に改める。

第三十一条中「総合不動産投資顧問業者」を「不動産投資顧問業者」に改め、「第十一号まで」の下に「（一般不動産投資顧問業者にあっては、第九号を除く。）」を加え、「場合において」を「場合は」に改める。

第三十二条第一項第六号中「不動産特定共同事業法施行規則第三十一条第一項各号」を「不特規則第二条第一項各号」に改める。

別記様式第一号7（記載上の注意）1中「判断業務統括者等」を「判断業務統括者、第4条第3項第5号に規定する業務を行う者等」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記様式第一号9（記載上の注意）5を次のように改める。

5　匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法並びに第4条第3項第5号に規定する業務を営もうとする場合は当該業務の方法

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号（第4条第3項第1号関係）

年　月　日

国土交通大臣　殿

申請者　商号、名称又は氏名　印
（法人である場合は代表者の氏名）

## 誓　約　書

（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする個人の場合）

私並びに不動産投資顧問業登録規程第4条第1項第4号に規定する重要な使用人は、不動産投資顧問業登録規程第7条第1項第2号から第13号までのいずれにも該当しない者であることを誓います。

（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人の場合）

私並びに不動産投資顧問業登録規程第4条第1項第3号に規定する役員及び重要な使用人は、不動産投資顧問業登録規程第7条第1項第2号から第12号までのいずれにも該当しない者であることを誓います。

（総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合）

私並びに不動産投資顧問業登録規程第4条第1項第3号に規定する役員及び重要な使用人は、不動産投資顧問業登録規程第7条第1項第1号から第12号までのいずれにも該当しない者であることを誓います。

（記載上の注意）

1　申請者の氏名（法人である場合は代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

2　申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする個人である場合においては、（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人の場合）及び（総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合）の文言を消して使用すること。

3　申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人である場合においては、（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする個人の場合）及び（総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合）の文言を消して使用すること。

4　申請者が総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては、（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする個人の場合）及び（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人の場合）の文言を消して使用すること。